

## 北海道高度がん診療中核病院認定要領

### 第1 目的

知事が、がん診療連携拠点病院等整備方針（以下「整備方針」という。）に基づき、大学病院（特定機能病院）を北海道高度がん診療中核病院（以下「高度中核病院」という。）に認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 認定要件

高度中核病院は、次に規定する項目のいずれも満たすことを要件とする。

- (1) がん診療連携拠点病院に指定されていること。
- (2) 整備方針の2の(4)に規定する役割を担えること。

### 第3 認定申請書の提出

高度中核病院の認定を受けようとする大学病院の開設者は、申請書に第2の(2)の役割を担うための具体的方策及び関連資料（以下「資料等」という。）を添付し、知事に提出するものとする。

### 第4 北海道総合保健医療協議会からの意見聴取

知事は、第3の規定に基づく申請があった場合、資料等に基づき、北海道総合保健医療協議会（以下「総医協」という。）から意見を聴取するものとする。

### 第5 認定の決定

知事は、第4の規定に基づき総医協から聴取した意見を勘案の上、高度中核病院の認定の可否を決定し、申請者及び関係機関に通知するものとする。

### 第6 認定の取り消し

知事は、がん診療連携拠点病院が毎年10月末までに厚生労働大臣に提出することになっている「現況報告書」などにより、高度中核病院が認定要件を欠くに至ったと認めるときは、総医協からの意見を聴取した上で、認定を取り消すことができるものとする。

### 附 則

この要領は、平成20年7月22日から施行する。

平成28年9月16日 一部改正